

# 年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会  
平成29年1月20日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	3件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	3件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	4件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	3件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600082 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1600066 号

## 第 1 結論

請求者の A 社（現在は、B 社）における平成 17 年 8 月 31 日の標準賞与額を 4 万円に訂正することが必要である。

平成 17 年 8 月 31 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 17 年 8 月 31 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 17 年 8 月 31 日

A 社から平成 17 年 8 月に賞与が支給されたが、標準賞与額の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者が平成 17 年 8 月に支給された賞与に係る明細書であるとして提出した資料には、「時間外手当明細書 1 月～7 月」と記載されているが、請求者は、「請求期間当時は残業をしていなかったため、時間外手当は支給されていなかった。」と陳述している上、当時の経理担当者も資料は残っていないが、請求者と同じ職種（事務職）には残業をさせておらず、時間外手当を支給していなかったと思う旨を陳述している。

さらに、請求者が提出した賞与明細書は、平成 16 年 8 月、同年 12 月及び平成 17 年 12 月分の賞与支払額が確認できる中、同年 8 月のみが賞与明細書ではなく時間外手当明細書となっている上、請求者が請求期間の賞与と主張する上記資料には、その支給額に見合う保険料の控除が確認できることから、当該明細書は賞与に当たると考えるのが自然である。

これらを総合的に判断すると、請求者は、A 社から平成 17 年 8 月に 4 万円の賞与が支給され、当該賞与の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出及び厚生年金保険料の納付を行ったか否かは不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600122 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1600068 号

## 第 1 結論

請求期間のうち、請求者の A 社における平成 13 年 11 月 1 日から平成 15 年 2 月 1 日までの期間、同年 3 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間に係る標準報酬月額については、平成 13 年 11 月から平成 14 年 12 月までが 9 万 8,000 円から 14 万 2,000 円、平成 15 年 1 月が 9 万 8,000 円から 11 万 8,000 円、同年 3 月から同年 6 月までが 9 万 8,000 円から 14 万 2,000 円とする。

平成 13 年 11 月 1 日から平成 15 年 2 月 1 日までの期間及び同年 3 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 13 年 11 月から平成 15 年 1 月までの期間及び同年 3 月から同年 6 月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 13 年 11 月 1 日から平成 15 年 7 月 1 日まで

私は、平成 13 年 6 月から平成 15 年 6 月まで A 社に勤務していたが、所持している平成 14 年 2 月の給料支払明細書には、給与の総支給額が 16 万円であり、厚生年金保険料として 1 万 2,318 円が控除されているのに、厚生年金保険に加入していた平成 13 年 11 月から平成 15 年 6 月までの標準報酬月額は 9 万 8,000 円となっているので、請求期間の標準報酬月額を支給額に見合う金額に訂正し、年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

請求期間のうち、平成13年11月1日から平成15年2月1日までの期間及び同年3月1日から同年7月1日までの期間について、請求者が所持する平成13年7月及び平成14年2月の給料支払明細書、平成13年分から平成15年分までの給与所得の源泉徴収票並びにA社から提出された平成15年源泉徴収簿兼賃金台帳により、請求者が、当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成13年11月1日から平成15年2月1日までの期間及び同年3月1日から同年7月1日までの期間に係る標準報酬月額については、上記資料により確認又は推認できる厚生年金保険料額又は報酬月額から、平成13年11月から平成14年12月までは14万2,000円、平成15年1月は11万8,000円、同年3月から同年6月までは14万2,000円に標準報酬月額を訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成13年11月1日から平成15年2月1日までの期間及び同年3月1日から同年7月1日までの期間に係る請求者の届出については不明と回答し、厚生年金保険料の納付については回答が得られないが、当該期間について、上記資料において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該資料で確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額の厚生年金保険被保険者資格取得届及び厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届が提出されず、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、平成15年2月1日から同年3月1日までの期間は、厚生年金特例法に基づき記録の訂正が行われるのは、上記のとおり、厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額と報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになるが、上記源泉徴収簿兼賃金台帳により確認できる低い方の額である報酬月額に見合う標準報酬月額（9万8,000円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による記録訂正の対象に当たらないため、訂正は認められない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600125 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1600069 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 19 年 7 月 13 日及び同年 12 月 13 日の標準賞与額は 10 万円に訂正することが必要である。

平成 19 年 7 月 13 日及び同年 12 月 13 日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 19 年 7 月 13 日及び同年 12 月 13 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 44 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 19 年 7 月 13 日  
② 平成 19 年 12 月 13 日

私は、平成 18 年 7 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで A 社に勤務し、請求期間①及び②に賞与が支給されたが、当該期間に係る賞与額の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者が提出した預金通帳の写し及び A 社において厚生年金保険の被保険者記録の確認できる同僚二人から提出された請求期間①及び②に係る給与明細書（夏期賞与、冬期賞与）の写しから判断すると、請求者は、当該期間に同社から 10 万円の賞与が支給され、当該賞与の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、当時の事業主からも回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求

どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600107 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 1600021 号

## 第 1 結論

昭和 40 年 7 月から昭和 42 年 9 月までの請求期間、昭和 44 年 3 月から昭和 45 年 10 月までの請求期間、昭和 47 年 3 月の請求期間、平成 6 年 12 月から平成 9 年 1 月までの請求期間及び同年 3 月の請求期間の保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

昭和 56 年 12 月から平成 6 年 11 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した記録に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 40 年 7 月から昭和 42 年 9 月まで  
② 昭和 44 年 3 月から昭和 45 年 10 月まで  
③ 昭和 47 年 3 月  
④ 昭和 56 年 12 月から平成 6 年 11 月まで  
⑤ 平成 6 年 12 月から平成 9 年 1 月まで  
⑥ 平成 9 年 3 月

前回、請求期間①から⑥まで（請求期間④を除く。）の国民年金保険料については、還付済みの記録となっているが、還付請求をしたことも、還付金を受け取ったこともないので、当該期間に係る保険料を還付してほしい。また、請求期間④については、毎月、町内会の役員を通じて保険料を納付していたにもかかわらず、納付記録が無いことから、納付済みの記録として認めてほしいとして年金記録の訂正請求を行ったが、訂正は認められないとする通知を受け取った。

新たな資料は無いが、請求期間①から⑥まで（請求期間④を除く。）の保険料が還付済みとされていること、及び請求期間④の納付記録が無いことに納得できないので、再度調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者の前回の訂正請求について、i) 昭和 40 年 7 月から昭和 42 年 9 月までの期間、昭和 44 年 3 月から昭和 45 年 10 月までの期間、昭和 47 年 3 月については厚生年



金保険の被保険者期間であること、平成6年12月から平成9年1月までの期間については国民年金第3号被保険者期間であること、及び同年3月については国民年金保険料が重複して納付されたことにより、当該期間に係る納付済みの保険料又は重複納付の保険料を還付するため、それぞれ平成7年3月29日、平成9年6月3日及び同年6月24日に国庫金送金通知書が発送されていることが、オンライン記録により確認でき、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなこと、ii) 国民年金保険料還付金の支払は、社会保険事務所（当時）が請求者宛てに国民年金保険料還付請求書（以下「還付請求書」という。）を同封して還付・充当通知書（以下「還付通知書」という。）を送付し、請求者が提出した還付請求書で指定した受取方法により行われるものであるが、上述の還付金については、A社会保険事務所（当時）が請求者から返送された還付請求書によって指定されたB郵便局に国庫金を送金したと記録されていること、iii) 請求者は還付金を請求及び受給した記憶は無いと陳述しているが、上記i)の延べ3回の還付処理により、請求者宛てに、異なる時期に還付通知書及び国庫金送金通知書がそれぞれ3回にわたり送付された記録があり、合わせて6回の文書のいずれも宛先に到達しなかったとは考え難いこと、iv) 還付請求者が指定した郵便局に国庫金が送金されてから1年間の期限内に当該国庫金の受領がなされなかった場合、国庫金は社会保険事務所に返納され、現金出納簿に未払として記載されることになるが、管轄社会保険事務所の現金出納簿に上述の還付金に係る国庫金の返戻の記録が無いことなどから、国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

また、昭和56年12月から平成6年11月までについては、請求者は、事業主から厚生年金保険の加入について知らされておらず、就業後も引き続き国民年金保険料を納付していたと主張しているが、C市が管理した請求者に係る国民年金被保険者名簿に記載された資格欄の記録から、請求者がD社で厚生年金保険被保険者資格を取得したことに伴い、昭和56年12月2日付けで国民年金任意加入被保険者資格喪失の届けを行ったものと推認され、請求者は同年12月以降の保険料を納付することができないとして、既に平成27年8月14日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする中国四国厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、新たな資料は無いとしながら、前回の請求と同じ請求内容で、請求期間①から⑥まで（請求期間④を除く。）の国民年金保険料については還付金の請求及び受領の事実が無いこと、及び請求期間④については、毎月、町内会の役員を通じて保険料を納付していたと主張して、再度訂正請求を行っているものである。

しかし、請求者の請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間①から⑥まで（請求期間④を除く。）の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできないとともに、請求期間④の保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600121 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1600067 号

## 第 1 結論

請求期間①について、請求者の A 社（現在は、B 社）における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

請求期間②について、請求者の C 社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 44 年 8 月 20 日から昭和 48 年 3 月 31 日まで  
② 昭和 53 年 1 月 10 日から昭和 57 年 1 月 11 日まで

請求期間①は A 社、請求期間②は C 社から総支給額が 30 万円、手取りで 25 万円程度の給与が支給されていたが、請求期間①及び②における標準報酬月額は、実際の給与支給額に比べて低い額が記録されているので、調査の上、記録を見直ししてほしい。

## 第 3 判断の理由

請求期間①について、請求者の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、当該期間の標準報酬月額が 6 万円から 11 万 8,000 円までと記載されており、遡って訂正されているなどの形跡は見当たらない。

加えて、請求者の昭和 44 年 8 月から同年 10 月までの厚生年金保険の標準報酬月額は、当時（昭和 40 年 5 月から昭和 44 年 10 月まで適用）の最高等級の 6 万円であることが確認できる上、同年 11 月の最高等級の改定に伴い、同年 11 月から A 社を退職するまでの標準報酬月額は 8 万円から 11 万 8,000 円の範囲で推移しており、最高等級ではないものの、当時の標準報酬等級において高い等級であったことがうかがえる。

また、請求者は給与明細書等を所持しておらず、B 社も、当時の資料が無く詳細は不明である旨を回答していることから、請求者の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

請求期間②について、請求者が C 社において厚生年金保険被保険者資格を取得した日（昭和 53 年 1 月 10 日）の前後の期間（昭和 52 年 6 月 1 日から昭和 54 年 12 月 1

日まで)に同資格を取得した男性従業員 35 名の資格取得時における標準報酬月額は、1 名が 24 万円であるものの、18 名が請求者の標準報酬月額 (15 万円) と同額又はほぼ同額の 16 万円であり、残り 16 名は請求者の標準報酬月額より低い額の記録であることが確認できる。

加えて、上記 35 名のうち、請求者が C 社を退職するまで継続して同社に在籍していた 13 名 (請求者が名前を挙げた同僚を含む。) の標準報酬月額の推移は 11 万円から 24 万円の範囲内であり、請求者の標準報酬月額 (15 万円から 19 万円の推移) が特に低い額であったとまではいえない。

さらに、C 社は、支給額どおりの届出を行い、支給額に見合う保険料を給与から控除していた旨を回答しているところ、請求者の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、請求者の標準報酬月額の記録が遡って訂正されているなどの形跡は見当たらない上、同社から提出された請求者に係る昭和 54 年及び昭和 55 年の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額決定通知書並びに昭和 56 年の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届 (控) に記載された決定後の標準報酬月額は、当該被保険者原票及びオンライン記録と一致している。

また、請求者は給与明細書等を所持しておらず、厚生年金保険料の控除額を確認できない上、請求期間②当時、C 社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者に照会したが、回答があった 4 名からは保険料控除等についての具体的な回答を得ることができない。

このほか、請求期間①及び②について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間①及び②について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600123 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1600070 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 50 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日まで

私は、A社において昭和 50 年 2 月 1 日から同年 2 月 21 日まで入院して傷病手当金を受給し、同年 2 月末に退職したと記憶している。

しかし、A社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は昭和 50 年 2 月 1 日となっているので、同年 3 月 1 日に記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、請求者が昭和 50 年 2 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年 2 月 10 日に健康保険被保険者証を返納していることが確認でき、当該資格喪失日はオンライン記録と一致している。

また、請求者は、A社で加入していた健康保険から、請求期間に傷病手当金を受け取っていたと主張しているが、上記被保険者原票には、請求者が同社にて厚生年金保険に加入していた期間である昭和 49 年 12 月 19 日から昭和 50 年 1 月 20 日までの 33 日間（昭和 49 年 12 月 19 日から昭和 50 年 1 月 13 日まで入院）に係る傷病手当金の給付記録が確認できるものの、請求者が入院していたとする同年 2 月 1 日から同年 2 月 21 日までに係る給付記録は確認することができない。

さらに、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の元事業主は、当時の関係資料が無く、請求者に係る状況が不明である旨を陳述している上、請求期間当時、同社において厚生年金保険の被保険者記録がある者 5 名に照会したが、回答のあった 4 名は請求者について具体的な記憶がなく、請求者の請求期間における勤務状況及び保険料控除について確認することができない。

このほか、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除

されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに請求者の当該期間に係る保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1600126 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1600071 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 32 年 8 月 21 日から昭和 35 年 1 月 4 日まで

私は、昭和 32 年 8 月 21 日から昭和 35 年 1 月 3 日まで A 社に勤務し、B 業務に従事していたが、勤務した期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求期間当時、A 社において厚生年金保険の被保険者記録のある同僚の回答及び請求者の詳細な記憶から、期間は特定できないものの、請求者が同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、請求者が勤務したとする A 社は、「請求期間当時の資料が無く、請求者が当社に在籍していたかも不明である。」と回答している上、上記同僚は、「請求者の勤務状況や給与から厚生年金保険料が控除されていたかは分からない。」と回答しており、請求者の同社における勤務実態及び給与からの厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、請求期間において、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に請求者の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

さらに、公共職業安定所が保存する雇用保険の被保険者記録は、昭和 40 年 3 月 31 日以降の離職に係る記録であることから、請求者の A 社における雇用保険の被保険者記録について確認することができない。

このほか、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに請求者の当該期間に係る保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。